令和3年5月10日

**日デ連版「コンプライアンスガイド」の見直しと付加のご案内**

教育研修委員会

日デ連版「コンプライアンスガイド」201７年（平成29）年度版を見直して、以下の通り「気づいてほしい点」を付加いたしました。ご参照ください。

P9 (1)建築業法の順守②施工技術の確保

②配置する技術者は、公共性のある工事（個人住宅を除く）では、その現場に専属（専任性）でなければならない。

技術者の専任性・・・工事1件の請負金額3500万円（税込）（建築一式工事の場合7000万円（税込））以上のものについては工事現場ごとに選任の技術者を置かなければならない。

P25【3】知的財産権に関するコンプライアンス

2020年4月1日の意商法改正により、建築物や内装のデザインも意匠登録の対象となりました。店舗は建築物、内装などから構成され、内装は家具や備品、壁、天井、床などの装飾から構成されます。著作権法上、「建築物」は著作物として例示されており（著作権法10条1項5号）、外壁に限らず、間取り、階段などの内装の一部も含まれます。ただ著作物となるには、一定程度の芸術性が必要とされており、著作物となる建築物の範囲はやや曖昧です。また、家具や備品などの「実用品」も著作物となり得ますが、従来から、ある程度高い芸術性を要求する考え方もあり、その保護は限定的です。

このように、店舗デザインは、著作権法では保護され難い状況です。

（宣伝会議2020年6月号記事参照）

P43(2)セクハラ・パワハラをおこなわない

④ダイバーシティを尊重し、人種、国籍、出身地や言語・宗教にもとづく、あらゆる差別を排除する。

・covid-19感染防止対策については別途ガイドラインをご参照ください。

業務を推進するうえで守るべき約束がますますふえている状況です。一層の安全安心体制構築に頑張りましょう。